

宇陀市介護老人保健施設さんとおあ榛原
短期(介護予防短期)入所療養介護利用要綱
(令和7年7月8日改定)

(要綱の目的)

第1条 宇陀市介護老人保健施設さんとおあ榛原(以下「当施設」という)は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、宇陀市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例、規程並びに介護保険法令に基づき、利用者が有する能力に応じその自立した日常生活を営むことができるように一定の期間短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人又は保証人(以下「身元引受人等」という。)は当施設に対し、そのサービスに対する利用料を支払うことについて取り決めることを目的とするものです。

(適用期間)

第2条 本要綱は、利用者が「宇陀市介護老人保健施設さんとおあ榛原入所・通所利用同意書」を当施設に提出した日から効力を有します。

ただし、身元引受人等に変更があった場合は、新たな身元引受人等の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、前項に定める事項の他、本要綱、別紙1、別紙2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

ただし、改定が行われた場合は、新たな本要綱等に基づく同意書等を提出していただきます。

(身元引受人等)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人等を立てます。

但し、利用者が身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人等は、利用者が本要綱上当施設に対して負担する一切の債務を極度額90万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。

3 身元引受人等は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

(2) 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は、利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人等と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人等が第1号各号の要件を満たさない場合は、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対しては、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元

引受人等に対し、相当期間内にその身元引受人等に代わる新たな身元引受人等を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人等の請求があったときは、当施設は身元引受人等に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び扶養者等は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず本要綱に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人等は速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）

- 2 身元引受人等も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人等に対し、次の各号に掲げる場合には、本要綱に基づく入所の利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- (2) 利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者及び身元引受人等が、本要綱に定める利用料金を督促したにもかかわらず2ヵ月滞納した場合
- (5) 利用者及び身元引受人等が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会行為を行った場合
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人等を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人等を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人等は、連帯して、当施設に対し本要綱に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人等が指定する送付先に対し、退所後5日

以内に請求書及び明細書を発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人等は連帯して、当施設に対し、当該合計額を請求書及び明細書を受け取った日から10日以内に支払うものとします。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人等から第1項に定める料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人等が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

(送迎の範囲等)

第7条 扶養者等で送迎が困難と認められる場合は、送迎サービスを行います。ただし、車両が安全に通行できる環境にあることを条件とします。

- 2 通常の送迎の範囲は、宇陀市とします。

(記録)

第8条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人等が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人等に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人等に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人等以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(褥瘡対策等)

第10条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないように適切な介護に努めるとともに「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施するものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、

その結果について従業者に周知徹底を図るものとします。

- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとします。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施するものとします。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（業務課長）を設置します。

（職員の服務規律）

第12条 当施設職員は、介護保険関係法令および諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとします。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意するものとします。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇するものとします。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度をもって接遇するものとします。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けるものとします。
- 2 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとします。

（職員の質の確保）

第13条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとします。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとします。

（衛生管理）

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとします。

- 2 感染症が発生し、または、まん延しないように、感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するものとします。
- (1) 当施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 当施設における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備するものとします。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修並びに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するものとします。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとします。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等の厨房勤務者は、毎月1回、検便を行うこととします。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行うものとします。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために「事故発生の防止のための指針」を定め、事故発生の防止のための委員会および従業者に対する定期的な研修を実施するとともに、その担当者を設置し、介護・医療事故を防止するための体制を整備するものとします。

2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力医療機関、または他の専門的機関での診療を依頼するものとします。

3 利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人等が指定する者に対し、速やかに連絡するものとします。

4 前3項のほか、当施設は利用者及び身元引受人等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡するものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第16条 利用者及び身元引受人等は、当施設の提供する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。また、文書にて所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

なお、次の相談口があります。

・宇陀市介護老人保健施設さんとしあき原

宇陀市榛原萩原801番地の1

電話 0745-85-2525

ファックス 0745-82-2131

・宇陀市役所介護福祉課

宇陀市榛原下井足17番地の3

電話 0745-82-3675

ファックス 0745-82-7234

・宇陀市役所医療介護あんしんセンター

宇陀市榛原下井足49番地の1

榛原サンクシティ2階 うだ健幸プラザ内

電話 0745-82-2100

ファックス 0745-82-2104

・奈良県国民健康保険団体連合会介護保険課

橿原市大久保町320番地の1 奈良県市町村会館内

電話 0120-21-6899

0744-29-8326

ファックス 0744-29-8322

(第三者評価の実施状況)

第17条 当施設が提供するサービスの内容や課題等について、第三者の観点

からの評価は実施していません。

（賠償責任）

第18条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害賠償するものとし、当施設の過失によるもののほかは損害賠償できないものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者等は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。
（業務継続計画の策定等）

第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施するものとします。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（非常災害対策）

第20条 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を設置し、非常災害対策に関する取り組みを行います。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

3 定期的に、避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。なお、避難訓練は毎年2月と7月に実施するものとします。

（秘密の保持）

第21条 当施設は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

2 当施設及び当施設の職員は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

4 当施設は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、当施設の職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

（個人情報の保護）

第22条 当施設は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いませぬ。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等

で入所者の家族の個人情報を用いません。

- 2 当施設は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 3 当施設が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。なお、開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員および居室の定員を超えて入所させないものとします。

- 2 運営要綱の概要、当施設職員の勤務体系、協力病院、利用者負担の額および苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示するものとします。
- 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確等の必要な措置を講じるものとします。
- 4 介護保険施設サービスに関連する政省令および通知ならびに本要綱に定めのない、運営に関する重要事項については、宇陀市介護老人保健施設経営会議において定めるものとします。

《別紙 1》

宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原
- ・開設年月日 平成11年4月1日
- ・所在地 奈良県宇陀市榛原萩原801番地の1
- ・電話番号 0745 (85) 2525
- ・ファックス 0745 (82) 2131
- ・管理者名 施設長 松島俊裕
- ・介護保険事業所番号
介護老人保健施設 (2950680187号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻れることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行いますので、安心して退所して頂きます。この目的に沿って当施設では、以下のような運営方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

【宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原の運営方針】

当施設では、「3S」をスローガンに地域のみなさまのお役に立ちたいと考えています。

- 施設内における「衣食住」の衛生管理を徹底し、ご利用者に安心してお過ごしただける環境作りに励みます。（清潔）
- 明るくて元気で家庭的な雰囲気のなかで、ご利用者を精いっぱいお世話させていただきます。（晴朗）
- 利用者に真心を込めて接し、ご利用者の自立を支援し、1日も早い家庭復帰のお手伝いをします。（誠実）

(3) 施設の職員体制

区 分	常勤換算勤	夜間	業 務 内 容
医 師	1 人		利用者の病状を把握し、療養の管理に関すること
看 護 職 員	9 人以上	1 人	利用者の診療補助、保健衛生管理及び看護に関すること
介 護 職 員	24 人以上	3 人	利用者の保健衛生管理及び介護に関すること
支 援 相 談 員	1 人以上		利用者の相談及び助言に関すること
理 学 療 法 士	1 人以上		利用者の機能訓練等に関すること
作 業 療 法 士	1 人以上		利用者の機能訓練等に関すること
管 理 栄 養 士	1 人		利用者の給食及び栄養指導に関すること
薬 剤 師	0.3 人以上		利用者の薬に関すること
介護支援専門員	2 人以上		利用者の施設サービス計画の作成・変更に関すること
事 務 職 員 外	2 人以上		利用者の利用料の請求書、その他に関すること

(4) 定員等

- ・入所定員 100名（うち認知症専門棟 30名）
療養室 個室－8室 2人部屋－4室 4人室－21室
- ・通所定員 25名

2. サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- (4) 食事
- (5) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- (6) 医学的管理・看護
- (7) 介護（退所時の支援も行います）
- (8) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (9) 相談援助サービス
- (10) 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理
- (11) 理美容サービス
- (12) 行政手続代行
- (13) その他

3. 併設医療機関等

当施設では、次の医療機関・歯科医院に協力いただいています。

・併設医療機関

名称 宇陀市立病院（TEL 0745-82-0381）

住所 宇陀市榛原萩原815番地

・協力歯科医院1

名称 松田歯科医院（TEL 0745-82-0395）

住所 宇陀市榛原萩原2681番地

・協力歯科医院2

名称 榛見が丘歯科クリニック（TEL 0745-82-8275）

住所 宇陀市榛原榛見が丘1丁目5-16番地

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会時間 平日 午前9時～午後8時まで
土、日曜日及び祭日 午前9時～午後5時まで

・外出・外泊

外出・外泊をご希望される場合は、事前にサービスステーションに申し出が必要となります。

・喫煙

宇陀市公共施設の敷地内では、全面禁煙となっております。

・外泊・外出時の施設外での受診

施設外で他の診療等をされる場合は、当施設の医師の許可が必要となりますので、看護職員にご相談下さい。

・洗濯物

利用者の洗濯物をご家族様でお願いします。また入浴日の前日までに入浴の際の着替え等の準備もお願いします。

5. 非常災害対策

当施設では、非常災害に関して具体的な「消防計画」を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練等を実施します。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、文書でお申し出いただくこともできます。

8. その他

金銭や貴重品及び危険物、ペットの持ち込みはご遠慮下さい。当施設についての詳細は、パンフレット等を用意してありますので、参考にしてください。

《別紙 2》

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について

1. 介護保険被保険者証等の確認

お申し込みにあたり、利用者の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、負担限度額認定証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活での質の向上及び利用者のご家庭の身体的、及び精神的負担の軽減を図るため提供します。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画を作成しますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって、また、在宅復帰の状況によって料金が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

短期入所療養介護費（ii）＜在宅強化型・従来型個室＞

- ・要介護1 902円
- ・要介護2 979円
- ・要介護3 1,044円
- ・要介護4 1,102円
- ・要介護5 1,161円

短期入所療養介護費（iv）＜在宅強化型・多床室＞

- ・要介護1 819円
- ・要介護2 893円
- ・要介護3 958円
- ・要介護4 1,017円
- ・要介護5 1,074円

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって、又在宅復帰の状況によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

介護予防短期入所療養介護費(ii)＜在宅強化型・従来型個室＞

- ・要支援1 632円
- ・要支援2 778円

介護予防短期入所療養介護費(iv)＜在宅強化型・多床室＞

・要支援1 672円

・要支援2 834円

(3) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護と共通加算料金

・在宅復帰・在宅支援療養機能加算(I)として上記施設利用料に34円加算されます。

・夜勤職員配置加算として、上記料金に24円加算されます。

・サービス提供体制加算として、上記施設利用料として22円加算されます。

・認知症専門棟へ入所の場合は上記料金に76円加算されます。

・入所時及び退所時に送迎を行った場合には、それぞれ184円加算されます。

・ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合

緊急時治療管理 518円

・個別リハビリテーションを実施した場合

1日あたり 240円

・療養食加算(医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合)

1食あたり 8円

・緊急短期入所受入対応加算(7日を限度)

1日あたり 90円

・重度療養管理加算

1日あたり 120円

・総合医学管理加算(利用中7日を限度)利用中に当医師が診察し検査、注射、内服処方などした場合

275円

・認知症行動・心理症状緊急対応が必要な場合(7日を限度)

1回あたり 200円

・若年性認知症入所者受入加算

1日あたり 120円

※1 介護職員処遇改善加算として合計金額の3.9%が加算されます。

※2 地域区分の上乗せとして合計金額の3.0%が加算されます。

※3 新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月まで基本報酬に0.1%上乗せする。

※4 表示単位数に10.14円を乗じた金額が、介護保険担1割負担の方の金額となります。

※5 介護保険負担割合区分が2割または3割の利用者は、上記金額に2または3を乗じた金額となります。

(4) その他の料金

① 食費(1日あたり) 1,750円(内訳、朝食350円、昼食700円、夕食700円)(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日においてお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費(療養室の利用費)(1日あたり)

・個室 1,668円

・多床室 377円

(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証

に記載されている滞在費の負担限度額が1日においてお支払いいただく滞在費の上限となります。)

③ 利用者の選定に基づく特別な室料

- ・個室 1日あたり 1,100円
- ・2人室 1日あたり 550円

④ 理美容代 実費(別途料金表をご覧ください。)

⑤ その他 利用者が選定する特別な食事の費用(おやつ代)、日用品費、教養娯楽費等は、別途料金表をご覧ください。

(4) 支払い方法

① 退所後5日以内に請求書を発行送付しますので、請求書を受け取った日から10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

② 支払い方法は、現金、銀行振込、銀行口座振替(南都銀行のみ)の方法があります。(振込手数料は利用者負担です。)